



No.3887 農林水産省消費・安全局 畜水産安全管理課、動物衛生課 2026. 1. 21

・宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内13例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	17
・香港向け家きん由来製品の輸出再開について（新潟県）.....	18
・兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内14例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について.....	19
・外国食材を販売する事業者に動物検疫の受検に関する注意喚起を行いました.....	20
・牛の飼養衛生管理セミナー2025 開催のお知らせ.....	22
・第67回獣医学会シンポジウム「マダニと感染症」告知.....	23

☆宮崎県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内13例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年1月2日付けプレスリリース）

本日、宮崎県延岡市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内13例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそ

れがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。

## 1. 農場の概要

所 在 地：宮崎県延岡市

飼養状況：約0.6万羽（肉用種鶏）

## 2. 経緯

- （1）令和8年1月1日（木曜日）、宮崎県は延岡市の農場から、通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。
- （2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

(3) 1月2日（金曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

### 3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 宮崎県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 宮崎県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

### 4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年1月2日（金曜日）（持ち回り開催）

### 5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。  
[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。  
特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願ひいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願ひいたします。

### ☆香港向け家きん由来製品の輸出再開について (新潟県)

(令和8年1月5日付けプレスリリース)

本日、我が国の家きん由来製品の香港向け輸出について、新潟県からの輸出が再開されましたのでお知らせします。

### 1. 概要

高病原性鳥インフルエンザによる我が国の家きん由来製品の輸出への影響をできる限り小さくするため、輸出相手国・地域との間で地域主義の適用について協議を行い、主な輸出先である香港、シンガポール、ベトナム、マカオ及び米国当局については、非発生県からの家きん由来製品の輸出継続が認められています。

一方、発生県からの輸出再開について協議を行ってきたところ、今般、香港当局との間で、高病原性鳥インフルエンザに関する清浄性が認められた新潟

県からの家きん由来製品の輸出再開について合意しました。

これにより、本日から、動物検疫所において香港向けの輸出に必要な輸出検疫証明書の交付を再開しました。

また、今回の協議により、香港向け輸出については、防疫措置完了から28日が経過した日（令和7年12月17日）に遡って、同日以降に生産・処理された家きん由来製品の輸出が認められたため、「同日以降に生産・処理された家きん由来製品」について、輸出検疫証明書の交付が可能です。

なお、同県からのシンガポール、ベトナム、マカオ及び米国向けの家きん由来製品の輸出は再開済みです。

#### 〈2024年の輸出額〉

鶏肉の総輸出額：24.8億円（うち、香港22.2億円）

鶏卵の総輸出額：71.1億円（うち、香港67.0億円）

出典：財務省「貿易統計」

#### 〈これまでの経過〉

令和7年11月4日：新潟県において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認（新潟県からの家きん由来製品の輸出が一時停止）

その後、11月9日に高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜を確認

令和7年12月17日：新潟県は、防疫措置完了から続発なく28日経過したため再度清浄地域となる

## 2. 参考

令和7年度の鳥インフルエンザに関する情報については、次のページよりご確認いただけます。

URL：[https://www.maff.go.jp/j/syousan/douei/toni/r7\\_hpai\\_kokunai.html](https://www.maff.go.jp/j/syousan/douei/toni/r7_hpai_kokunai.html)

各国の家きん由来製品の輸出停止状況については、次のページよりご確認いただけます。

URL：[https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin\\_teishi.html](https://www.maff.go.jp/aqs/topix/exkakin_teishi.html)

☆兵庫県における高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜の確認（国内14例目）及び「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」の持ち回り開催について

（令和8年1月8日付けプレスリリース）

本日、兵庫県姫路市の家きん農場において、家畜伝染病である高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認（今シーズン国内14例目）されました。

これを受け、農林水産省は、「農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部」を開催し、今後の対応方針について確認します。

当該農場は、農家から通報があった時点から飼養家きん等の移動を自粛しています。

現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願ひいたします。

## 1. 農場の概要

所 在 地：兵庫県姫路市

飼養状況：約15.5万羽（採卵鶏）

## 2. 経緯

（1）令和8年1月7日（水曜日）、兵庫県は、姫路市の農場から通報を受けて、農場への立入検査を実施しました。

（2）同日、当該家きんについて鳥インフルエンザの簡易検査を実施したところ陽性であることが判明しました。

（3）1月8日（木曜日）、当該農場の家きんについて遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜であることを確認しました。

## 3. 今後の対応方針

総理指示及び「高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防

疫指針」等に基づき、次の措置について万全を期します。

1. 当該農場の飼養家きんの殺処分及び焼埋却、農場から半径3km以内の区域について移動制限区域の設定、半径3kmから10km以内の区域について搬出制限区域の設定等必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。
2. 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道路に消毒ポイントを設置。
3. 兵庫県と緊密な連携を図る。
4. 必要に応じて、食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会家きん疾病小委員会を開催し、防疫対策に必要な技術的助言を得る。
5. 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、必要に応じ、農林水産省等の専門家を現地に派遣。
6. 兵庫県の殺処分・焼埋却等の防疫措置を支援するため、民間事業者の活用を促しつつ、必要に応じ、各地の動物検疫所、家畜改良センター等から「緊急支援チーム」を派遣。
7. 「疫学調査チーム」を派遣。
8. 全都道府県に対し、改めて注意喚起し、本病の早期発見及び早期通報並びに飼養衛生管理の徹底を指導。
9. 関係府省庁と十分連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4. 農林水産省鳥インフルエンザ防疫対策本部

日時：令和8年1月8日（木曜日）（持ち回り開催）

#### 5. その他

- (1) 我が国の現状において、鶏肉や鶏卵等を食べることにより、ヒトが鳥インフルエンザウイルスに感染する可能性はないと考えております。  
[https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori\\_infl\\_ah7n9.html](https://www.fsc.go.jp/sonota/tori/tori_infl_ah7n9.html)（外部リンク）
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こす

おそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。

特に、ヘリコプターやドローンを使用しての取材は防疫作業の妨げとなるため、厳に慎むようお願いいたします。

- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者は根拠のない噂などにより混乱することがないよう、御協力をお願いいたします。

#### ☆外国食材を販売する事業者に動物検疫の受検に関する注意喚起を行いました

昨年10月に台湾においてアフリカ豚熱の発生が確認され、東アジアで本病の発生が確認されていない国・地域は日本のみとなりました。世界的に本病の発生が拡大する中、我が国への本病の侵入リスクは一層高まっています。

このような中、近年、日本国内で外国食材を扱う小売店において輸入が禁止されている畜産物と疑われるものが販売されていた事例が複数見つかっています。

これを受け、農林水産省では、昨年11月に、日本国内で外国食材を販売する事業者を対象とした動植物検疫の解説ウェブサイト（[https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for\\_foodstore.html](https://www.maff.go.jp/aqs/topix/for_foodstore.html)）を作成するとともに、その要点をまとめた注意喚起のチラシ（<https://www.maff.go.jp/j/syouan/douei/asf.html#gaikokusyokuzai>）を国内約1300の外国食材店に送付しました。

アフリカ豚熱をはじめとした海外悪性伝染病の侵入防止のため、これらの資材を活用して動物検疫の広報に御協力をお願いします。

（参考：旅行者への動植物検疫解説ウェブサイト  
<https://www.maff.go.jp/pps/j/guidance/pqaqinfo/index.html>）

## 肉・肉製品や果物・野菜などを海外から日本に持込むことは違法です

日本の法律により、海外から日本へ、持込めない肉・肉製品や、果物・野菜などの植物類がたくさんあります。

法律に違反して海外から日本に肉・肉製品・果物・野菜などを持込むと、罰則(3年以下の拘禁刑又は300万円以下の罰金等)の対象になります。

例として海外から輸入できる肉・肉製品・果物・野菜もありますが、輸入する際に検疫(動物検疫・植物検疫)を受けなければなりません。

悪質な持込みと判断したら警察に通報します

違法な持込みにより、逮捕された人もいます

## 1. 日本に持込めないもの

## 肉・肉製品

畜の伝染病が発生している国や地域から日本へ、肉製品は持込めません。  
真空パックしたものや調理されたもの、日本語の表記がされているものであっても持込めません。

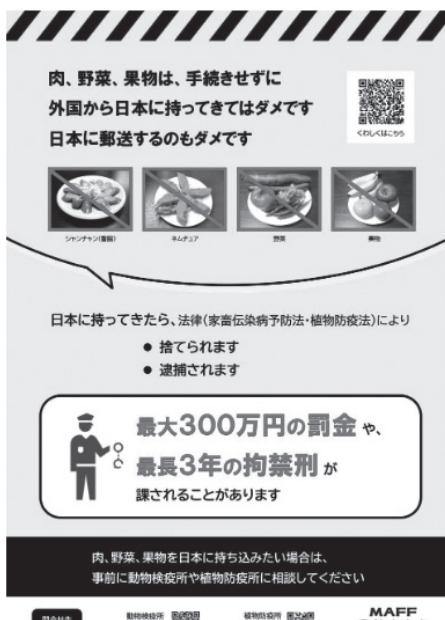
現在、アジアのほとんどの国は「アフリカ豚熱」といってた畜の伝染病が発生しているため、肉・肉製品を日本に持込むことは禁止されています。

## 持込みが禁止されている肉・肉製品の一例

生肉、ジャーキー・干肉、ハム、生ハム・ソーセージ・サラミ、ベーコン、調理された肉、肉まん、肉入り餃子、もみじ(鶏足)、ハムサンド、ハンバーガー、キンバーガー、肉松餅など



(外国食材店への動植物検疫解説ウェブサイトより)



(外国食材店へ送付したチラシ)

☆「牛の飼養衛生管理セミナー  
2025」開催のお知らせ



牛の飼養衛生管理に関する最新の知見や情報を発信・共有することを通じ、畜産の生産現場における飼養衛生管理の向上に資することを目的として、下記のとおり、本セミナーを開催します。

記

- 1 主催：独立行政法人家畜改良センター新冠牧場
- 2 後援：帯広畜産大学
- 3 日時：2026年3月10日（火）  
9時～16時20分（受付開始：8時半）
- 4 会場：帯広畜産大学 産業動物臨床棟講義室  
(案内図のとおり。※Zoom配信も予定しています)
- 5 参加費：無料
- 6 プログラム（別紙1参照）

（1）開会の挨拶

（2）家畜改良センターの紹介

（3）第Ⅰ部：牛の飼養衛生管理と野生動物対策  
(敬称略)

●議題1：飼養衛生管理と食の安全・安心対策

①竹原一明（公社）畜産技術協会【畜産現場のバイオセキュリティ】

②佐々木貴正（帯広畜産大学獣医学研究部門）【食品の安全確保のための畜産現場における取組】

③瀬尾哲也（帯広畜産大学生命・食料科学研究部門）【牛のアニマルウェルフェア】

●議題2：牛の感染症対策

①川治聰子（農研機構・動物衛生研究部門）【牛ヨーネ病対策】

②山本健久（農研機構・動物衛生研究部門）【牛ヨーネ病対策】

③前田泰治（十勝家畜保健衛生所）【牛ヨーネ病対策】

④上田春樹（空知家畜保健衛生所）【管内A町における牛のサルモネラ症対策】

●議題3：牧草地管理としてのエゾシカ対策  
⑤稻富佳洋（北海道立総合研究機構エネルギー・環境・地質研究所）

（4）第Ⅱ部：（独）家畜改良センター新冠牧場の取組

●議題4：新冠牧場におけるヨーネ病侵入防止対策

●議題5：乳用牛の妊娠期間とICTを活用した分娩管理

●議題6：乳用牛の除角方法の検討

（5）第Ⅲ部：パネルディスカッション

（6）閉会の挨拶

7 参集範囲：畜産関係者・関係機関、大学関係者（学生含む）等

8 会場参加者の定員：110名程度

9 参加申込み方法及び問い合わせについて

（1）申込期限：

①会場参加：参加希望者が110名に達した時点で受付けを終了します。

②オンライン参加：2026年2月20日（金）17時

（2）申込方法：

別紙2「参加申込書」を下記のいずれかの方法により提出ください。

①メール：niikappu-seminar@nlbc.go.jp

②Fax：0146-46-2565

（3）不明な点等については下記までご連絡ください。

①メール：niikappu-seminar@nlbc.go.jp

②電話：0146-46-2011（受付時間（平日のみ）：8時半～17時）

③担当者：齋藤薰（とうかおる）（業務専門役）、大藪おおやぶ武史（課長補佐）

10 その他

（1）Web（ZOOM）配信を予定しています。詳細についてはオンライン参加者に直接ご連絡します。

- (2) 会場での参加者が定員を上回る場合、所属機関ごとに参加者数の調整をお願いする場合があります。
- (3) プログラム、講演者等については、変更等が発生する場合がありますのでご了承ください。
- (4) 最新のセミナー開催のお知らせ、議事次第、参加申込書等は家畜改良センター新冠牧場のホームページ (<https://www.nlbc.go.jp/nikappu/index.html>) に掲載しますので、ご確認ください。

(3) 北海道における牛小型ピロプラズマ感染の現状について

帯広畜産大学原虫病研究センター  
横山 直明 先生

(4) エゾウイルス感染症の発見と研究の展開  
北海道大学人獣共通感染症国際共同研究所  
松野 啓太 先生

(5) 総合討論

4. 参加費：獣医学会会員は無料。  
非会員は3,000円

5. 申し込み方法：

参加申込み・参加費振込方法については、獣医学会ホームページ (<https://vet-epi.org/>) にてご案内いたします。問い合わせ先もこちらをご覧ください。※獣医学会会員・非会員に関わらず事前登録制になりますので、ご注意ください。

### ☆第67回獣医学会シンポジウム「マダニの生態とダニにまつわる感染症」のご案内

この度、獣医学会では、マダニの生態とマダニが媒介する感染症に関するシンポジウムを開催することとしました。感染症の重要な媒介者であるマダニについての講演の後、人獣感染症として小動物臨床の現場でも重要となっているSFTS、これまで知られていたのとは異なる流行状況や影響が懸念されている牛小型ピロプラズマ症、地域で新たに問題となっているエゾウイルスについて、それぞれご専門の先生から講演していただきます。皆様のご参加をお待ちしております。

1. 日時：2026年3月15日（日）14:00～17:00
2. 会場：日本獣医生命科学大学での対面およびオ

ンライン配信のハイブリット開催

〒180-8602 東京都武蔵野市境南町1-7-1

3. プログラム

(1) マダニ学入門～病原体媒介の観点から～

北里大学医学部  
八田 岳士 先生

(2) SFTSの発生状況と臨床症状

日本大学生物資源科学部  
松鶴 彩 先生

通 信 年も明け、今年はどのような年になるでしょうか。心機一転という方もまずは引き続きという方もいろいろいらっしゃると思いますが、2026年は情熱にあふれる「丙」と「午」が組み合わさった干支で大きなエネルギーに満ちた年であり、新たに挑戦することにもよいと言われています。様々なことにチャレンジしてみてはいかがでしょうか。

私はといえば、一年の計は元旦にありと、家族と一緒に書初めとして慣れない筆をとってみましたが、あまりの自分の字の下手さ加減に落ち込む少し残念な年明けとなりました。ただ、代わりに書いてもらった「無病」のきれいな文字をデスクの後ろに貼っています。家畜の病気が減ること、そして家畜防疫・検疫等を担当する皆様の健康が保たれることを祈念するところです。

また、今年は、スポーツで言えば、冬季オリンピックにはじまり、野球のWBC、サッカーのワールドカップと国際大会が続き、興味のある方にはワクワクの止まらない、そして寝不足も止まらない時期が続きます。感染に関する仕事を忘れて、観戦できるようなメリハリのある環境を目指していきたいと思います。

毎週月曜日発行

## 家畜衛生週報

編集・発行: 農林水産省消費・安全局  
畜水産安全管理課、動物衛生課  
☎03(3502)8111 内線 4581  
〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1